



2 生産第 700 号
令和 2 年 7 月 3 日

関東農政局生産部長 殿

生産局 技術普及課長

大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証
の記載事項等の取扱いについて

作業機付きトラクタの公道走行については、「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」（令和元年6月6日規制改革推進会議）においても、安全性の確保を前提とした上で、必要に応じ当該規制の見直しを行うこととされたところです。

農業者においては、農耕トラクタに装着する農作業機等を複数保有しており、農作業の内容により農作業機等を着脱し組み替えていることから、その組み合わせは多岐にわたり、その組み合わせ状態の全てについて、道路運送車両法第67条第1項及び第3項に定める手続きを行うことは、農業者に大きな負担を強いることとなります。

今般、農作業機等を装着した自動車に対する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いについて、安全性を確保した上で見直しが行われ、令和2年7月1日以降は別添「大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱い」によることになりましたので通知します。

なお、貴局管内都道府県には貴職から通知願います。





別添

国自整第79号の3
令和2年6月29日

農林水産省生産局技術普及課長 殿

国土交通省自動車局整備課長



大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証
の記載事項等の取扱いについて

標記について、別紙のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局あてに周知したので了知されるとともに、貴課におかれても農業関係者に対し周知願います。

国自整第79号
令和2年6月29日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証
の記載事項等の取扱いについて

農業の生産性の向上の観点から、農耕トラクタが農作業機等を装着した状態で公道を走行できるよう農業者から要請されており、「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」（令和元年6月6日規制改革推進会議）においても、安全性の確保を前提とした上で、必要に応じ当該規制の見直しを行うこととされたところである。

農業者においては、農耕トラクタに装着する農作業機等を複数保有しており、農作業の内容により農作業機等を着脱し組み替えていることから、その組み合わせは多岐にわたり、その組み合わせ状態の全てについて、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第67条第1項に基づき当該農耕トラクタの自動車検査証に記入を受けさせること及び同条第3項に定める構造等変更検査を受けることを命じることは、ユーザーの手続きが煩雑となり大きな負担を強いることとなる。

そのため、農作業機等を装着した自動車に対する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いについて、安全性を確保した上で見直しを行い、令和2年7月1日以降は別添「大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱い」によることとしたので了知するとともに、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われたい。また、関係者に対し周知徹底を図られたい。

大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業機等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱い

大型特殊自動車の農耕トラクタのうち、特別な器具又は工具を使うことなく、手又は農耕トラクタの操作により農作業機等を容易に着脱できる構造（以下「農作業機等を容易に着脱できる構造」という。）のものにあっては、農作業機等の着脱により、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 35 条の 3 第 1 項第 8 号（長さ、幅及び高さ）、第 17 号（最大積載量に限る。）、第 18 号（車両重量及び車両総重量）及び第 19 号（空車状態における軸重）が変わる場合であっても、法第 67 条第 1 項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当しないこととする。

なお、前各号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

また、農作業機等を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たっては、当該農作業機等が装着された状態において保安基準の各条項に適合している必要があり、本取扱い通達に基づき農作業機等を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合にあっては、法第 54 条の 2 第 1 項に基づく整備命令の対象となることを申し添える。

したがって、自動車の使用者は、保有する農作業機等に応じた多岐にわたる組み合わせ状態の全てについて、自動車製作者等が作成する検討書等により保安基準に適合していることを確保することが必要である。

また、保安基準第 55 条の規定により基準を緩和した自動車については、自動車検査証の記載事項として、法第 67 条第 1 項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当し、施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 22 号（保安基準第 55 条の規定により基準の緩和をした自動車にあっては、その内容）の変更手続きを行うものとする。